

21 野爪緑地環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 鹿島神社周辺一帯（八千代町）
- (2) 指 定 昭和57年3月25日（茨城県告示第437号）

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域は、スギ、ケヤキ、シラカシ、アカガシ等の混生する樹林地である。

スギ、ケヤキ等の上層木は、大径木となっており、うっそうとしげった樹冠は、県西地方においては希少価値を有し、野爪集落地にあって、緑豊かな地域を形成している。

また、アオスジアゲハ、クロアゲハ等の常緑樹を好む種や、一般的に見られるチョウ類や昆虫類も生息し、人家近くに住むキジバト、ヒヨドリ、渡り鳥のツグミ、ジョウビタキ等も数多く確認される等、良好な環境を維持しているところから保全する必要がある。

このため、本地域は茨城県自然環境保全条例第10条第1項第1号に規定する「樹林地が集落地周辺と一体となって良好な自然環境を形成している区域」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植 生

上層木は、スギ、ヒノキの針葉樹、ケヤキ、イロハカエデ、ムクノキの落葉樹、シラカシ、アカガシ、ヒサカキの常緑樹がそれぞれ大径木となって混生している。

低木層には、ヒサカキ、シラカシ、ムクノキ、ニワトコ、カラスザンショウ、エノキ、ガマズミ等が見られ、草本層としてテイカカズラ、ヤブコウジ、ヤブミョウガ、ビナンカズラ、オオバジャノヒゲ、チヂミサザ等が生育している。

樹勢良くうっそうとした樹冠を形成している林域は、県西地方において希少価値を有している。

また、ヤブミョウガ、ビナンカズラは、関東地方以西に分布する常緑性植物であり、特にヤブミョウガは本県が北限と思われる種であり、ビナンカズラは福島まで北上するが日本海側に分布しない特徴を持っている。

イ 野生動物

林内には、常緑樹を好むアオスジアゲハ、クロアゲハのほかに、ミヤマセセリ、ナミアゲハ、ゴイシジミ、ゴマダラチョウ、サトキマダラヒカゲが生息し、周辺にダイミョウセセリ、アオバセセリ、キマダラセセリ、ギンイチモンジセセリ、モンキチョウ、スジグロシロチョウ、キチョウ、ベニシジミ、トラフシジミ、ツバメシジミ、ルリシジミ、コムスジ、ミスジチョウ、ヒメウラナミジャノメ、ヒメジャノメ、ジャノメチョウ等が豊富に見られる。

また、全県的に見られるナツアカネ、アキアカネ、マユタテアカネのほかに、アジイトトンボ、オニヤンマ、シオカラトンボ等、他の昆虫類も種類が多く見られる。

さらに、コジュケイ、キジバト、ヒバリ、ヒヨドリ、モズ、ウグイス、ホオジロ、オナガ等のおもに人家近くに繁殖する鳥のほかツグミ、ジョウビタキ等の渡り鳥も生息している。

(3) 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、スギ、ケヤキ、シラカシ、アカガシ等の混生する樹林地である。

上層木は、樹勢良く大径木となつてうっそうとした樹冠を見せ、県西地方においてはあまり見られない相観を呈している。

林内には、低木、草本層が豊富に生育し、安定した樹相のもとに、アオスジアゲハ、クロアゲハ、ナツアカネ、アキアカネ等の昆虫が数多く生息するほか、野鳥も多く繁殖している等、良好な自然環境を形成しており、これらの動植物を維持するため自然環境の保全を図る。このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

(4) 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病虫害防除施設、給餌施設、養殖施設等を必要に応じて設ける。

3 地区の指定に関する事項

本地域の区域は次のとおりとする。

単位：ヘクタール

名 称	位 置 及 び 区 域	面 積	土 地 の 所 有 別 面 積	摘 要
野 爪 緑 地 環境保全地域	結城郡八千代町大字野爪の 一部 (別図のとおり)	0.85	民 有 地 0.85	

総 括 表

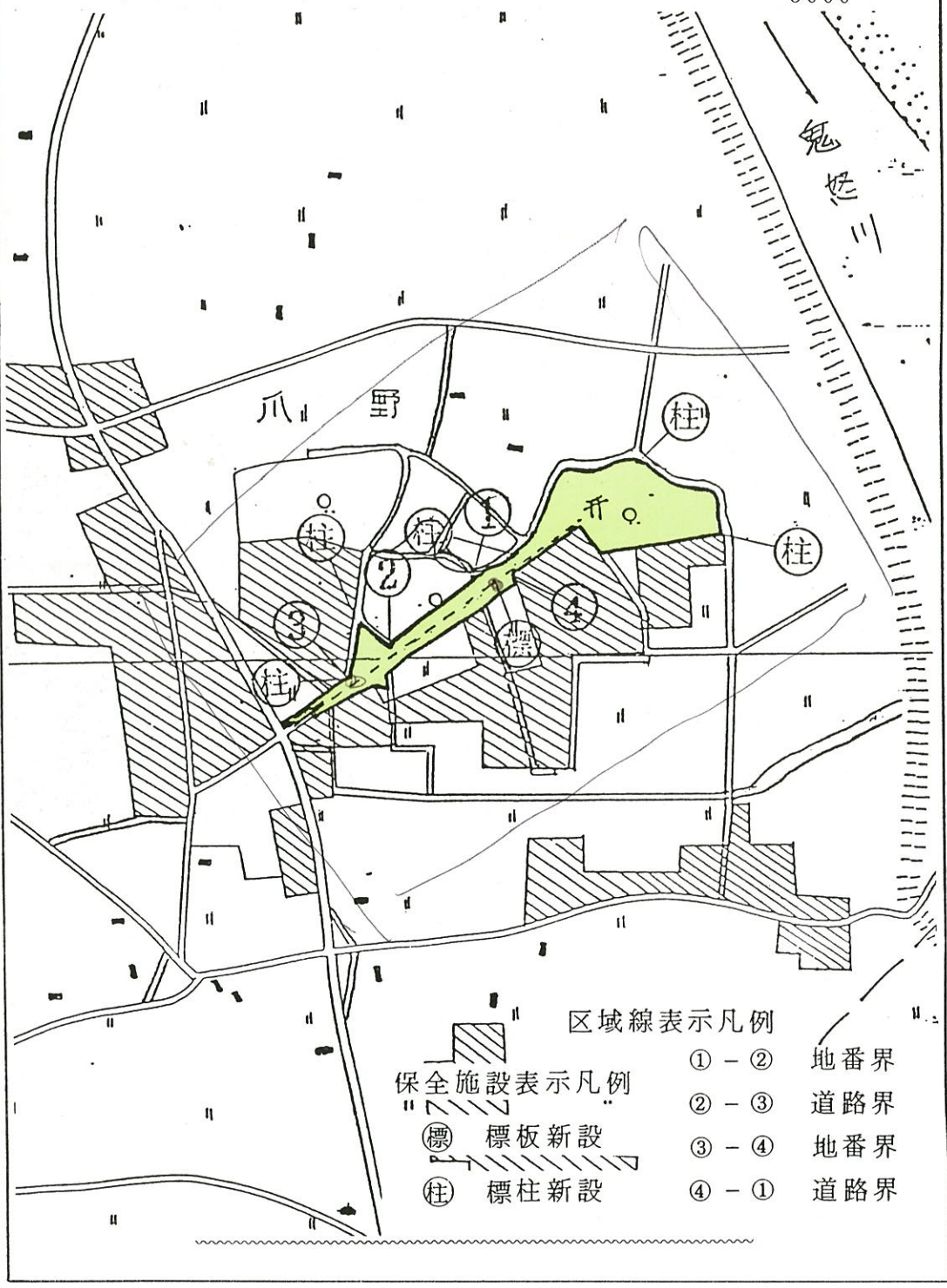
単位：ヘクタール

区 分	内 訳			計	
	土地所有別	国有地	公有地		私有地
土地所有別面積		0	0	0.85	0.85

(面積は台帳面積による)

野爪緑地環境保全地域区域図

S = $\frac{1}{5000}$



- | | | |
|----------|-------|------|
| 区域線表示凡例 | | |
| | ① - ② | 地番界 |
| | ② - ③ | 道路界 |
| | ③ - ④ | 地番界 |
| | ④ - ① | 道路界 |
| 保全施設表示凡例 | | |
| | | 標板新設 |
| | | 標柱新設 |